

○「現場科学検査班の設置及び運用要領」の制定について（通達）

昭和63年2月19日

佐警本例規（鑑）第1号

改正 平成14年1月佐本科発第6号、29年8月佐本務発第814号

専門的知識、技術を有する鑑定技術職員が直接犯罪現場に臨場して科学検査を行い、その結果を迅速に初動捜査に反映させるとともに、適正な現場資料の採取及び取扱いについて専門的立場から指導、助言を行い、犯罪捜査の要請に的確に応えるため、別添のとおり「現場科学検査班の設置及び運用要領」を制定し、昭和63年2月19日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

現場科学検査班の設置及び運用要領

第1 目的

この要領は、犯罪現場等において科学捜査を推進し、悪質、巧妙化する最近の犯罪に的確に対応するため、現場科学検査班の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に現場科学検査班を設置する。

第3 編成

現場科学検査班の編成は、別表のとおりとし、事件、事故の態様に応じて、科学捜査研究所長（以下「所長」という。）が法医、化学、物理の各研究所員のうちから指名するものとする。

第4 臨場事件

- 1 殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐その他重要事件
- 2 重要特異な業務上過失致死傷事件
- 3 その他所長が臨場を必要と認める事件

第5 任務

現場科学検査班の任務は、次に掲げるものとする。

- 1 現場において行うことが可能な科学的検査
- 2 法医、理化学に関する専門的知識、技術の指導、助言

第6 運用

1 出動

現場科学検査班は、犯罪捜査規範施行細則（昭和34年本部訓令第3号）第17条（現場鑑識の要請）により、現場要請があった場合又は所長が現場臨場を必要と認めた場合に
出動するものとする。

2 相互連携

現場科学検査班は、所轄警察署と密接な連携のもとに活動するものとする。

3 報告

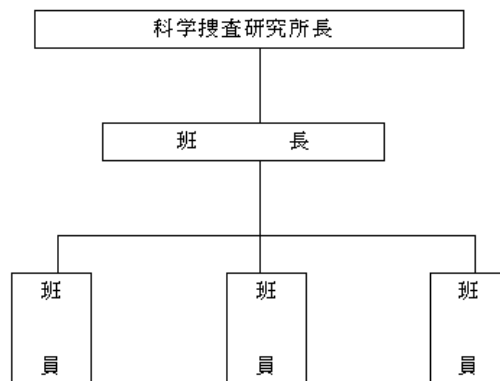
現場科学検査班は、任務終了後速やかに別記様式により所長に出動結果を報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年2月19日から施行する。

別表

現場科学検査班編成表



別記様式（省略）